

板倉町役場庁舎建設設計業務プロポーザル実施要綱

(平成27年4月10日告示第49号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、板倉町役場庁舎建設に係る設計業務について、技術的に最適な提案を採用するため、指名型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）の実施に係る手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 対象とする業務は、板倉町役場庁舎建設基本設計業務、実施設計業務及び関連業務（以下「業務」という。）とする。

(参加資格及び条件)

第3条 プロポーザルに参加する者は、次の資格を有していなければならない。ただし、第4条の参加表明書の提出の日から契約締結の時までの間に、板倉町から指名停止の措置及び指名除外の措置を受けたときは、当該資格を喪失するものとする。

- (1) 平成26・27年度の板倉町の入札参加資格者名簿に登載された者で、建築関係建設コンサルタント業務の登録事業者であること。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項の一般競争入札に参加させないことができる者に該当しない者であること。
- (4) 第4条の参加表明書の提出時において、板倉町競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成22年板倉町告示第71号）に基づく指名停止措置及び板倉町暴力団排除条例（平成24年板倉町条例第16号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。会社更生法に基づく再生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は当該申立てがなされなかった者とみなす。

(参加表明書の提出)

第4条 町長から指名を受け、プロポーザルに参加しようとする者は、別に定める参加表明書を町長に提出するものとする。

(技術提案書等の提出)

第5条 プロポーザルに参加しようとする者は、別に定める技術提案書等を町長に提出するものとする。

(審査)

第6条 板倉町役場庁舎建設設計業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、前条の規定により提出された技術提案書等の内容聴取等を行い、最優秀者及び次点者を特定し、町長に報告するものとする。

2 町長は、審査委員会の選定結果に基づき、最優秀者及び次点者を決定するものとする。

3 町長は、前項の規定により決定した最優秀者及び次点者に対して、決定した旨を通知するとともに、決定されなかった者に対して、決定されなかった旨を通知する。なお、この場合において、審査結果に関する問合せ、異議申立ては一切受付けないものとする。

(随意契約に係る見積書の徴収)

第7条 町長は、前条により決定した最優秀者を、当該業務に係る随意契約の見積書の徴取の相手方とし、契約交渉を行うものとする。ただし、最優秀者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となった場合は、次点者を徴取の相手方とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、当該業務に係る請負契約が締結された日をもってその効力を失う。